



〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地 釧路フィッシャーマンズワーク MOO 4階
釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課

Tel 31-4579 Fax 22-9096

ご存じですか？「ワーク・ライフ・バランス」

「ワーク・ライフ・バランス」は、「仕事と生活の調和」をあらわします。

働く方が意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるよう、多様な選択が可能な社会を作ること、つまり「しっかり働き、豊かに暮らせる社会」を目指すことです。

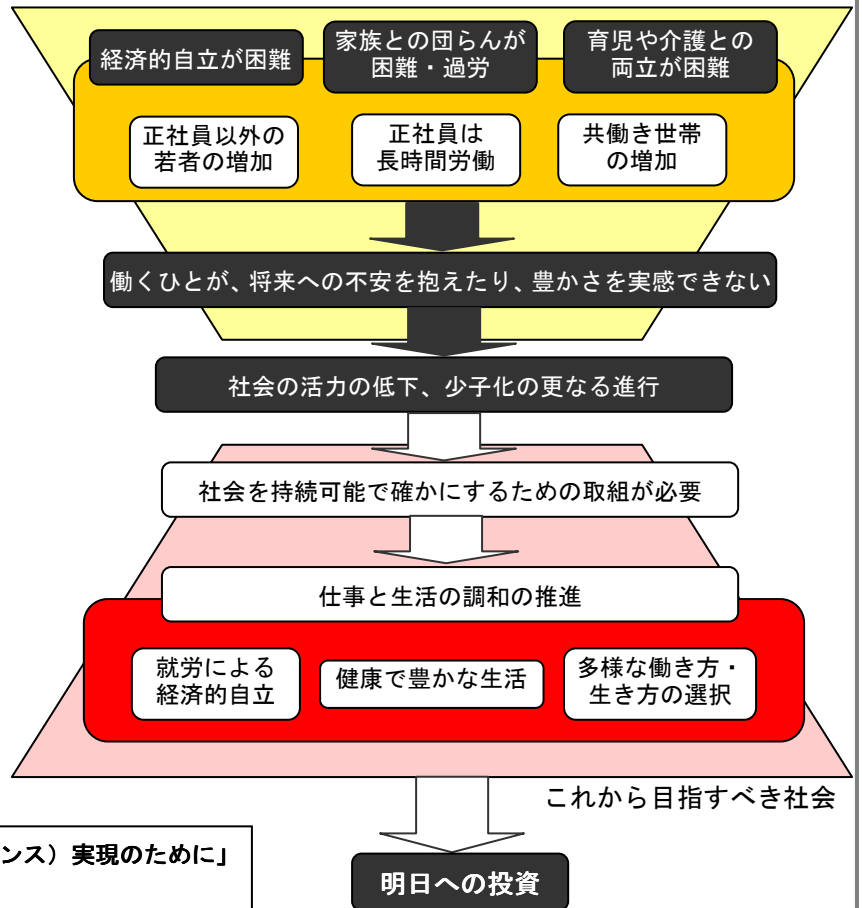
近年、「働くこと」を取り巻く環境は「働きたいのに働く場がない」「仕事が忙しすぎて生活に豊かさを実感できない」「仕事と育児、介護の責任が二者択一になっている」など、大変厳しいものとなっています。

そして、これらの状況が、働く人々の将来への不安や、豊かさを実感できない大きな要因として、社会の活力の低下、少子化・人口減少を引き起こしています。

「ワーク・ライフ・バランス」の推進により、仕事と生活の調和も充実した暮らしを実現することは、社会環境を改善し、日本の将来を確かなものにします。

【現状とめざすべき社会】

現在の「働くこと」を取り巻く環境



出典：「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のために」（内閣府仕事と生活の調和推進室 発行）



講演会のお知らせ

男女平等参画セミナー・家庭福祉推進セミナー
ともに創りあげる社会をめざして～今日からできること～

参加無料

講師：徳川 直人氏（東北大学大学院情報科学研究科 准教授）

日時：平成22年1月23日（土）午後1時30分～4時30分

会場：まなぼっと幣舞 705・706号室

定員：50名（定員締切／年齢・男女は問いません）

内容：講師によるお話の後、自分の生活スタイルや夫婦・親子の人間関係などの中で「今日からできる行動」について、参加者同士でお話し合いをしていただきます。

主催：釧路市教育委員会 共催：釧路市（こども家庭課）

問合せ先：市教委生涯学習課 Tel 0154-31-4549

平成21年度釧路市道外女性派遣事業 参加報告 ～ 土井裕子さん、村上かおるさん ～

【派遣期間】平成21年8月27日～30日（27日は移動日）

【派遣先】国立女性教育会館

【報告概要】

- (1) 出席講演等
- ① 基調講演「男女共同参画社会基本法10年を迎えて～男女共同参画の現状と課題～」(講師：文部科学省生涯学習政策局長)
 - ② リレートーク「未来へのメッセージ～私が変われば社会も変わる～」
 - ③ ワークショップ「なぜ多い？デートDV・パワーハラスメント」
 - ④ ワークショップ「デートDV予防啓発授業～恋する若者たちのために～」
 - ⑤ ワークショップ「与謝野晶子たちの母性保護論争の原点を学び生かそう」
 - ⑥ ワークショップ「男女平等参画落語（新たな啓発媒体の可能性）」
 - ⑦ ワークショップ「シンポジウム『変わる世界 変えよう日本』（ワーク・ライフ・バランスって何だろう?）」
 - ⑧ アニバーサリートーク「女子差別撤廃条約国連採択から30周年」
- (2) 研修を終えて（派遣者の報告から抜粋・要約）

3日間、天候にも恵まれ、多くの講演やワークショップに参加しました。初めて耳にすることや仕事上参考になることなど、さまざまでした。

全国各地から、いろいろな分野で活躍している女性たちが、国立女性教育会館で一堂に会し、日頃の成果を発表したり、目の前の問題を議論したり、悩みを打ち明け貴重なアドバイスを出し合ったり、交流したり……。参加者の熱い思いの中で、刺激されっぱなしで過ごした3日間でした。今回、学んだことをどのように活かしていくことができるのか、また、得た知識を必要としている人たちの力になれるのか、大きな宿題ができました。

サブテーマである「学ぶ・つながる・広がる・変わる」はこれからの人生にとっての大きな課題となりました。特に「変わる」はとても難しいことと思いますが、ゆっくりと変わっていったら、とも思っています。

大勢の人との出会い、そして学び教えられた充実した研修でした。得がたい貴重な体験の機会を与えられたことに感謝しています。

今年は **女子差別撤廃条約採択30周年** です

上記の「女性道外派遣事業」の報告（⑧アニバーサリートーク）にもあるとおり、今年は**女性差別撤廃条約**（以下、「条約」）が1979年（昭和54年）国連総会において採択されて30周年となる年です。

条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置を取ることを求めています。

日本、そして釧路市においても男女平等参画については、まだまだ多くの取り組むべき課題があります。男女平等参画社会の実現は、一人ひとりが生きがいを実感でき、人間らしく生きられる社会づくりに不可欠な最重要課題です。

現在、釧路市では「(仮称) 釧路市男女平等参画推進条例」の制定に向けて検討委員会を開催しています。今後とも、男女平等参画社会の実現に向けて努力してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。